

## 院外広報紙作成等業務委託仕様書

この仕様書は、院外広報紙作成等業務委託の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、受注者は、ここに記載されていない細部の事項についても誠意を持って行うものとする。

- 1 委託名 院外広報紙作成等業務委託
- 2 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 3 業務目的 高齢者を含めた患者とその家族、市内外の病院等を対象に、院外広報紙「花水木」を発行することで、的確で新鮮な情報を提供し、読みやすさ、伝わりやすさ、紙面から伝わる好感度等により、川口市立医療センターが広く親しまれ、「選ばれる病院」となることを目的とするもの。
- 4 業務概要 花水木の編集・レイアウト・印刷業務、ホームページ用電子データ（PDF形式）作成業務、封入業務、集荷・納品業務
- 5 花水木概要
  - (1) 規 格
    - ア 仕上がり A5 6ページ（巻き三つ折り）
    - イ 刷 色 4色
    - ウ 用 紙 再生マットコート紙、A版58kg（同等品可）
  - (2) 紙 面
    - ア 紙 面 割 表紙、裏表紙、特集（複数項目）
    - イ 文 字 基本的に横組み。ページごとにレイアウト構成。  
ユニバーサルデザインフォントを使用。
    - ウ 写 真 ページごとに随時挿入あり
    - エ イラスト ページごとに随時挿入あり
  - (3) 発行時期 年4回 夏号（6月）・秋号（9月）・冬号（12月）・春号（3月）  
（予定） 各月の1日発行（予定）
  - (4) 発行部数 12,000部／発行月
- 6 編集等概要
  - (1) 色、文字含め紙面デザイン・レイアウトの調整、イラストや図表などの作成、版下作成、校正、写真の修正、製版、印刷、納品、最終原稿データ保存・提供

- (2) 文字原稿及び写真は基本的に発注者が提供する。
  - (3) 編集は、受注者の有する機材、ソフトで行う。
  - (4) 受注者は、Microsoft 社が供給する「Office」の全てのアプリケーションソフトウェアの全てのバージョン、Adobe 社が供給する Illustrator 及び Photoshop の全てのバージョンに対応できるものとする。
  - (5) 校正は、最低、文字校正（紙面校正）3回、色校正1回を行う。校正は、受注者が発注者の元へ足を運ぶものとし（費用は受注者負担）、発注者が確認するが、電子メールでの対応も可能とする。色校正は、印刷に用いる紙で行うものとし、印刷は発注者が確認した最終の印刷原稿に基づいて行う。
  - (6) 緊急な原稿の差し替え、修正、割付変更、製版のやり直し等が生じた場合は、発注者・受注者協議のうえ迅速に対応すること。
  - (7) 受注者は、川口市立医療センターホームページに掲載する「花水木 WEB版データ（PDFファイル）」の作成、納品、保存を行う。掲載内容は、同月発行の「花水木」の内容とする。また、当月に限らず（過去分も含み）、修正変更が出た場合は随時修正変更に対応すること。
- 7 出稿形態 原則として発注者からの文字原稿、写真、表、イラスト等は紙媒体かデータファイルで提供するもの。
- 8 封入 各発行月の前月中旬頃、経営企画課が用意する封筒と、添書等（各約980部）を集荷。経営企画課が提供する資料を基に、封筒に花水木の必要部数と添書等を封入する（封筒の封はしない）。発行日約1週間前に指定の場所に納品する。（詳細は随時指示する。）
- 9 納品
- (1) 仕分け 封入部数ごとに封筒を分ける。封入以外の「花水木」については100部ごとに帯封のうえ、ダンボール等で梱包し納品する。また、雨などで内容物に影響が出ないように対応すること。
  - (2) 納品日 各発行月の前月20日前後
  - (3) 納品場所 封入分・・・川口市立医療センター患者支援センター（1階）  
封入以外の分・・・川口市立医療センター経営企画課（2階）
  - (4) P D F 「花水木 WEB版データ（PDFファイル）」は川口市立医療センター経営企画課（2階）へ納品すること（電子メールでの対応可）。
- 10 支払方法 毎回発行後に受注者の請求書に基づき支払うものとする。
- 11 留意事項
- (1) 花水木の著作権（イラスト含む）は発注者に帰属する。

- (2) 納品されたファイル及びデザイン（ロゴ、イラスト、図版など）に係るデータについての著作権等の権利は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者が作成する他のホームページ、印刷物等への使用及び加工が自由にできるものとする。
- (3) 発注者が提供したデータ・原稿・資料・写真などは、編集作業終了後、速やかに返却すること。
- (4) 本仕様書の各条項に違反した場合は、発注者は契約金額の一部または全部を支払わず、受注者に印刷のやり直しを行わせ、契約を解除することがある。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、両者は速やかに協議を行うこととする。